

「中津川市暮らしのガイドブック」協働発行事業者選定実施要領

1 趣 旨

市民の暮らしに役立つ情報を提供するため、市役所の窓口や手続等の行政情報、観光や歴史等の地域情報や企業等の広告を掲載した暮らしのガイドブック（以下「ガイドブック」という。）として、中津川市（以下「市」という。）と民間事業者等（以下「事業者」という。）が、協働で発行します。

この要領は、本業務の実施にあたり、事業者を選定するために必要な手続き等を定めたものです。

2 業務の概要

(1) 業務名

「中津川市暮らしのガイドブック」協働発行事業

(2) 業務の内容

ア 別紙「中津川市暮らしのガイドブック仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づいた行政情報、地域情報及び事業所等の広告により構成されたガイドブックの企画及び編集

イ 仕様書に基づいたガイドブックの印刷、製本、納品及び配布

(3) 委託期間

協定書締結日から令和 5 年 5 月 31 日まで

3 選定方式

企画内容、業務実施の適格性、過去の実績等を総合的に比較検討して最適な業者を選定する企画提案（以下「プロポーザル」という。）方式により行うものとします。

4 参加申請者に求められる資格要件等

(1) 参加申請者

中津川市入札参加資格者名簿に登録されている者又は登録申請を行っている者

(2) 参加申請者の求められる資格要件

ア 中津川市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者

イ 募集開始の日から起算して、前 2 年以内に手形交換所による取引停止処分を受けていない者又は前 6 月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出していない者

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）上の更生手続開始の申立てをした者にあつては、募集開始の日までに同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされている者

エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）上の再生手続開始の申立てをした者にあつては、募集開始の日までに同法に基づく裁判所による再生手続開始決定がなされている者

オ 仕様書に基づく要件に対応できる者

カ 次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当しない者

（ア）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（イ）暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

なお、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者とは次のいずれかに該当する者をいう

- a 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団員である者
- b 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- c 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- d 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- e 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(3) その他

ア 参加申請書の提出期間に提出者が無かった場合は、再度公募を実施します。

イ 参加申請書を提出した者には、資格要件の適否を書面により通知します。また、参加資格として要件に合わなかった者については、その理由も併せて通知します。

5 審査に要する書類等

書類の作成は、以下のとおり作成してください。

(1) 参加申請書

ア 提出書類 「中津川市暮らしのガイドブック」協働発行事業プロポーザル参加申請書（様式1）

イ 提出期間 令和4年6月17日(金)～令和4年6月28日(火)
午前8時30分～午後5時15分（土曜日、日曜日を除く。）

ウ 提出部数 原本1部、コピー7部

エ 提出方法 下記の提出場所まで直接持参してください。

オ その他 提出後の書類の差し替え、変更及び追加は認めません。

(2) 企画提案書

ア 提出書類

- ① 「中津川市暮らしのガイドブック」協働発行事業 企画提案書・・・（様式2）
- ② 提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（任意様式）
- ③ 業務実施計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式3）
- ④ 過去の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式4）

⑤ 法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・（様式5）

（法人の定款、会社の概要が分かる資料やパンフレット等を添付）

イ 提出期間 令和4年7月21日（木）までの毎日

午前8時30分～午後5時15分（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

ウ 提出部数 原本1部、コピー7部、電子データ1部（媒体はCD-Rとする。）

エ 提出方法 下記の提出場所まで直接持参してください。

オ その他 提出後の書類の差し替え、変更及び追加は認めません。

(3) 企画提案書の作成要領

ア 提案者が記述する箇所については、書体、文体サイズ等は問いません。

イ 企画提案書の用紙の大きさ・向きは、原則として、A4判・縦型とします。

ウ 企画提案書には、各ページ下部にページ番号を付してください。また、上記（2）の「ア 提出書類」に掲げた①から⑤を順に編冊し、②から⑤に次のインデックスをつけてください。

書類名称	インデックス
①企画提案書（表紙）	（※なし）
②提案書（任意）	提案書
③業務実施計画書（様式3）	計画書
④過去の実績（様式4）	実績
⑤法人等概要書（様式5）	法人等概要書

エ 提案内容は、簡潔な文章で記載してください。また、必要に応じ、イラスト、イメージ図等を使用しても構いません。

○提出場所

〒508-8501 中津川市かやの木町2番1号

中津川市 政策推進部 広報広聴課

(4) 上記(2)の「ア 提出書類」中、②提案書の内容として求めるもの

仕様書に基づき、次のアからカに掲げる事項について、任意様式に記載して提出してください。

ア 行政情報の内容及びページレイアウト

イ 地域情報の内容及びページレイアウト

ウ 広告掲載枠の規格及びページレイアウト

エ 市民の暮らしに役立つ情報として、独自の視点から提案する内容

オ 企画、編集、印刷、製本、納品及び配布のスケジュール

カ 過去におけるガイドブックと同種のものの発行実績と発行時期

(5) 参加申請書等の公表・配布

ア 配布日時 令和4年6月17日（金）～令和4年6月28日（火）

午前8時30分～午後5時15分（土曜日、日曜日を除く。）

イ 配布場所 中津川市政策推進部広報広聴課

（〒508-8501 中津川市かやの木町2番1号 中津川市役所3階）

※参加申請書等は、中津川市のホームページから入手できます。

(<https://www.city.nakatsugawa.lg.jp/shisei/bid/1/16102.html>)

※郵送での配布は行いません。

6 質問及び回答

参加申請に関すること若しくは企画提案に関して質問がある場合は、公募内容等に関する質問書（様式6）を次の提出期限までに提出してください。

(1) 質問書の提出期限

ア 参加申請に関する質問 令和4年6月23日(木)

イ 企画提案に関する質問 令和4年7月1日(金)

(2) 提出場所・方法

ア 電子メール又は郵送で中津川市政策推進部広報広聴課へ提出してください。

※ファクスでの提出は認めません。

※郵送の場合は、上記(1)質問書の提出期限のそれぞれの期限日の午後5時15分必着です。また、必ず「特定記録郵便」とし、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

イ 提出先 中津川市政策推進部広報広聴課

(〒508-8501 中津川市かやの木町2番1号 中津川市役所3階)

(Eメール kouhou@city.nakatsugawa.lg.jp)

ウ 送信時の件名については、必ず次の件名で送信してください。

「参加申請に関する質問について 【法人・団体名】」

「企画提案に関する質問について 【法人・団体名】」

(3) 質問書の回答

ア 参加申請に関する質問に対する回答は、当該質問を行った事業者のみ電子メールで回答します。

イ 企画提案に関する質問に対する回答は、参加申請が提出された全事業者に7月8日(金)までに電子メールで回答します。

(4) その他

企画提案書の提出期限後の質問については、仕様書の誤りなど発注者側に責がある訂正を除き、一切回答しません。

7 審査等

(1) 審査を行う者

提出書類の審査は、「中津川市暮らしのガイドブック」協働発行事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が行います。

(2) 選考の評価項目及び評価基準

別紙『中津川市暮らしのガイドブック』協働発行事業者の評価項目及び評価基準のとおりとします。

(3) プロポーザル審査の実施方法

ア 参加申請者から提出された企画提案書を用いたプレゼンテーション及びヒアリングにより実施します。

- イ 所要時間は、1者につき25分以内とし、3名までの出席を求めて実施します。
- ウ 選定委員会で説明を求める内容は、「企画提案書」の表現を補足する追加説明（15分以内）及び選定委員会委員からの質疑（10分程度）とします。
- エ 各提案者のプレゼンテーション開始時刻は、後日通知します。
- オ 各提案者は、企画提案書の受付期間に提出した資料のみでプレゼンテーションを行ってください。
- カ 各提案者は、他の提案者の審査を傍聴することはできません。

(4) 提案者の失格事項

次のいずれかに該当した者は、失格とします。

- ア 参加申請書を提出した日から選定委員会において候補者の選定が終了するまでの間に、選定委員会委員又は中津川市政策推進部広報広聴課職員に対して不正な接触を行った者
- イ 他の提案者に対して提案の内容を意図的に開示した者又は他の提案者と提案の内容若しくはその意思について相談を行った者
- ウ 提案された書類に不備のある者又は書類に虚偽の記載がある者

(5) 提案書の取扱い

- ア 提案書提出後において、提案書に記載した内容の変更は認めません。
- イ 提出された提案書は複製を作成する場合があります。
- ウ 提出されたすべての提案書、電子データ等は返却しません。なお、提案書は、契約に至った場合に使用するほかは、業者選定以外に使用しないものとし、市が責任を持って管理又は破棄を行います。
- エ 提出された提案書は、中津川市情報公開条例（平成25年中津川市条例第28号）に基づき、公開請求により公開する場合があります。ただし、協議の上、公開することで、企業に不利益を与える恐れがあると認められる企業秘密等の部分については、原則公開しないものとします。
- オ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとします。

(6) 候補者の選定方法

- ア 上記(1)の選定委員会委員の評価点の合計が一番高い者を第1順位の候補者とし、「中津川市暮らしのガイドブック」協働発行事業にかかる協定締結の第1位交渉権を与えます。なお、審査の結果、同点の者が2人以上ある場合は、評価項目「①企画内容」の得点が高い者から上位の順序とします。それでもなお同点の場合はくじにより順位を決定します。
- イ 市は、第1位交渉権を与えた者と協働発行事業の協定締結交渉を行います。
- ウ 第1位交渉権を与えた者との協定締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は第1位交渉権を与えた者に失格事項若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と交渉し契約できるものとします。

(7) 審査の結果の公表

選定委員会における審査の結果については、本プロポーザル手続きの完了後に市のホームページに掲載及び電子メールにて公表するものとします。

ただし、提案者の審査の内容等については公表しません。

8 協定書の締結

- (1) 市は、交渉権を与えた者と協定書の内容を確定させた後、「中津川市暮らしのガイドブック」協働発行事業に係る協定を締結するものとします。協定書の内容は、仕様書及び提案書に基づき確定するものとします。
- (2) 市は、協定締結後においても、受託者に失格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、協定を解除できるものとします。

9 その他

- (1) 本事業の実施に当たり全ての作業を他の事業者にも再委託することはできません。本事業の一部を再委託する場合においては、事前に本市に再委託に関する事項を記載した書面を提出し承認を得ることとします。再委託をする場合は、可能な限り市内本店業者を活用するよう努めてください。
- (2) 本手続きにおいて、使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- (3) 提案者には、参加報酬は支払いません。
- (4) 提案に係る費用は、すべて提案者の負担とします。
- (5) プロポーザル参加申請が1者であっても、選定委員会を開催します。
- (6) この要領に定める規定のほか、中津川市プロポーザル方式実施要領（平成24年2月13日決裁）の規定に基づき、実施します。